

令和元年度 第3回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年6月10日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年6月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和元年6月10日 午後2時15分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	4番 村田 新一 5番 吉田 利明					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人の変更届出について 日程第4 報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第6回)の決定について 日程第8 議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価の決定について 日程第9 議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定 について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 始めていききたいと思います。御起立お願いします。礼。着席ください。ただいまから、令和元年度第3回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶あいさつをお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。大変暑い日が続いておりますけれども、農作業等は、体調管理、それから熱中症対策万全にして頑張っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。本日、これより議事に入ります。本日の出席委員は26名、定足数に達していますので、総会は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、4番村田信一委員、5番吉田利明委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之） 報告第1号の農地法第18条第6項の規定による通知について、それでは報告いたします。資料2ページ目左側をご覧ください。今回は3件の合意解約となっています。申請番号45番は第三者貸付のため、申請番号46番は生前一括贈与のため、申請番号47番は農地中間管理事業貸し付けのためとなっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいま報告第1号について、説明が終わりました。発言のある方はありませんか。今回から様式が変わりまして、一応、案件についても、聞きたいことがあるという時には、発言してお尋ねするということになりましたので、よろしく申し上げます。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人の変更届についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之） 報告第2号、農地所有適格法人の変更届け出について。それでは、報告いたします。資料は、2ページ右側をご覧ください。今回は、1件の届け出が提出されております。変更前と変更後で、代表者と株主名簿の氏名が、それぞれ変更になっております。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについての報告を行います。事務局の説明・報告を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之） はい。報告第3号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げに

ついて。別紙の先ほど渡しました2-1ページをご覧ください。こちらにつきましては、譲渡し人と譲受人は親子関係で、所有権移転を申請されておりましたが、今回、譲渡し人が死亡されましたので、譲受人による許可申請の取り下げ願が提出されました。以上で報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） ちょっと事務局の方からですね、ご説明させていただきます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 総会を全員協議会に切りかえます。

<全員協議会へ切り替え>

<本会議に切り替え>

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは全員協議会を総会に切りかえます。報告第3号について、特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、申請番号6番の案件につきましては、審議を行います。この案件については、19番委員が譲受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定により、議事参与の制限により、19番委員は当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に、入室・着席していただきます。

<19番委員退室>

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請について、申請番号6番を説明をいたします。資料は3ページからになります。譲渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに畑。面積が842㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転。すいません、4ページ左側の申請書の「2. 許可を受けようとする土地の所在等」の真ん中の欄、対価賃料等の額が、10アール当たりの30万円となっておりますが、これは全体で30万円ということですので、訂正をお願いいたします。10アール当たりではなくて、全体で30万円ということですので訂正をお願いします。それと4ページ左側の申請書下から2枠の欄。3ページの左側の全体一覧表の1番上、申請番号6番の1番右側、所有権移転30万円／反と書いてありますけれども、これが反当たりではなくて全体で30万円ということ。譲受人さんは、申請地に野菜・オクラなどを作られる予定ということ。以上で、事務局の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号6番について、17番委員の井手委員より報告をお願いします。

○17番委員（井手 久美子さん） 17番井手です。農地法第3条規定による許可申請6番について説明します。ページは3ページ右から8ページの左側です。双方とも町内の個人の方で、地目は畑。面積は842㎡。所有権移転のため売買、全体で30万円。譲渡し人の希望により、譲受人が買い入れ。場所は、8ページ左側の地図にありますように、白髪神社から南へ上がった、約50メートル先の左側にあります。現在農地はきれいに整備されており、野菜など栽培される予定です。審議方お願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。はい。

○22番委員（福永 高嗣君） 22番福永です。畑の最高値段と中の値段、底の値段は分かりますか。いくらぐらいとか。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 町全体のですかね、現地の。ちょっと今覚えてないので、後ほど報告させてもらっていいのですかね。

○22番委員（福永 高嗣君） 分かれば上地区の土地もお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。最初に申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって申請番号6番の案件は、原案のとおり決定しました。

===== 総会終了時に以下の補足あり =====

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 先ほど総会の中で、22番委員からお尋ねがありました、畑の相場とどうか、価格について高田補佐の方から説明いたします。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） すいません、先ほど22番委員のほうから質問がございました、畑の上地区の売買、また高値、中値、低めというところで回答いたします。先ずあさぎり町ではですね、一応、1番最低で5万円／反あたり。それから高く60万円ということとなっております。平均すると30万円位ではないかなと思われております。上地区だと畑のほうがですね、低値で14万円位から高値は60万円。やはり平均だと30万円位というところとなっております。以上です。

===== 補足 終わり =====

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 申請番号6番の審議が終了しましたので、19番委員の入場を認めます。

<19番委員入室>

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 次に、農地法第3条の規定による許可申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第3条の許可申請を申請番号7番について、資料は8ページの右側から14ページの左側までになります。譲渡し人、譲受人は共に町内の個人の方で親子の関係になります。贈与による所有権移転で、田が4筆、畑が11筆の計14筆。生前一括贈与の対象となるものです。面積は田が8,263㎡、畑が3,310㎡、合計1万1,573㎡となっております。譲受人は、申請地に菊の栽培を継続される予定です。生前一括贈与に関しましては、推定相続人で18歳以上、3年以上農業従事、担い手農家であることなどの条件がありますが、納税猶予の適用を受けられる場合には、税務署に申告され、その際に農業委員会が贈与税の納税猶予に関する適格者証明を発行することになります。また、納税猶予のための担保の提供が必要です。なお、納税猶予の状態、農業を継続しているということの届け出を、3年毎に届け出る必要があります。いずれも、該当対象となるというふうな見通しです。適格者証明の申請があった場合には、総会に報告をして証明書を発行することになるかと思えます。以上、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、午前中に農

地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号7番について、4番委員の村田委員より報告をお願いします。

◎4番委員（村田 新一君） はい。4番の村田です。申請番号7番の説明します。ページ数はですね、8ページ右から14ページ左までですね。現地を見てきましたけれども、田の中のハウスがあるところがですね、深田中学校の南側に3筆、あとは運動公園の裏手の方に何筆かありました。多分、菊を作られて、そのまま作られると思いますので、あとは親子の関係で、一括贈与ということでございますので、問題ないかと思えますので、審議方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請7番についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、それでは、農地法第5条の許可申請について説明をいたします。資料は19ページ右側からになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号2番ですが、資料は19ページ右側から、30ページの左側までになります。譲渡し人は町内の個人の方、譲受人は県内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で地目・現況ともに田。転用面積が679㎡となっております。移転する契約としましては売買で、全部で194万円です。転用の目的は、売電型太陽光設備の設置によるものです。22ページの地図をご覧頂くと、申請地は吉井軽スポーツセンターのすぐ北側、国道219号線こんどう医院から、南へ150m辺りになります。申請地は農用地区域の除外地として、申請地の接している町道には、上水道・下水道管二管が埋設されており、500メートル範囲内にこんどう医院と吉井保育園がありますので、第3種農地となり、売電型太陽光設備設置への転用は可能です。21ページに事業計画書、資金計画書。23ページ右側から24ページにかけて関係費用の見積書と、25ページそれから26ページにかけて、資金計画に関する金融機関の融資予定の証明、残高証明等を掲載しております。南側隣接地には太陽光発電設備が既に設置されており、北側には農業用倉庫があります。周辺農地への影響もなく、申請人は地球温暖化防止に利用したいとのことでの申請ということで、許可相当と判断しております。次に、申請番号3番ですが、資料は30ページの右側から38ページにかけてになります。31ページに申請書の写しと事業計画書を掲載しておりますが、譲渡し人、譲受人はともに町内の個人の方。親子（祖母・孫）関係になります。転用する土地としましては、一筆で地目・現況ともに田。転用面積が4,602㎡となっております。移転する内容としましては使用貸借で、転用の目的については事業計画書にありますように、国の補助金を受けて事業拡大のため、牛舎を建築するものです。申請地につきましては、32ページから33ページにかけて、地図と配置図、土地利用計画図を載せておりますけれども、農業振興地域整備計画の農用地区域内ではありますが、既に農業用施設用地として、変更届を済ませてあります。申請地の南東側に牛舎を建築し、施設排水は敷料・わら等に吸着させて堆肥化し、自作地へ農地還元を行います。雨水排水は排水路

を通じて自然排水、もしくは地下浸透として悪臭やハエ等の対策も十分な対応を行い、周囲への影響がないよう配慮するという事ですので、許可相当と判断いたします。なお、この案件につきましては、3,000㎡を超える案件ということで、本日の審議の後県の本庁審議、それから県の常設審議委員会審議にかける案件となっておりますことを御報告いたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号2番の案件については5番委員の吉田委員より、申請番号3番の案件については24番委員の平川委員より報告をお願いします。

◎5番委員（吉田 利明君） それでは説明いたします。5番吉田です。ページは19ページ、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番について説明いたします。譲渡し人は町内の方で、譲受人は町外です。土地の所在地は22ページをご覧ください。国道よりこんどう整形外科、これから南側150m行ったところの右側の地図ですけど、〇〇番の畑のところに、既にもう太陽光ができています。今度の申請は〇△番の田に、やはり売電型太陽光を設置したいということです。現地を見ましたけれども、何カ月か前に雑草払いましたけど、今は結構茂っておりました。事務局が説明いたしましたとおり、問題はないと思います。金額が194万円、高いなと思ったんですけど、これは多分、坪単価で計算されて、この売買が成立したのだと思っております。何ら問題ないと思いますので、審議方よろしく願いいたします。

◎24番委員（平川 勇君） 24番平川です。申請番号3番の案件について、説明いたします。資料は30ページの右側から38ページとなっております。先ほど事務局から詳しく説明があったんですが、重複しますが説明をさせていただきます。譲渡し人、譲受人共に町内の個人の方で、関係は親子（祖母・孫）関係になります。地目が田。面積が4,602㎡。その後一部分筆をされております。使用貸借となっております。場所なんですけど、32ページの右側の図面でわかると思いますけど、県道川瀬免田線ですね。川瀬橋方面に向かって、川瀬橋より200mぐらいのところに、申請地があります。何ら問題がないと思いますので、審議方よろしく願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付します。

日程第7 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画の決定について。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は40ページをごらんください。申請番号259番から269番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定になります。申請番号270番から271番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定になります。申請番号272番から275番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号276番につきましては、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定になります。右側の申請番号277番につきましては、新規の農地中間管理事業による、貸借設定になっております。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。続きまして41ページから42ページにかけて、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画表を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第6回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、資料は43ページから46ページ左側になります。平成30年度の目標及びその設定に向けた活動の点検評価の決定について。この件につきましては、4月の総会におきまして御審議いただきまして、承認を受けた上でホームページ上に4月の20日から5月24日まで公表をいたしました。町内の農業関係者の御意見を受け付けるという手続をとりましたが、公告期間内に意見等の提出受付はありませんでした。ほかに修正箇所ありませんので、これで御承認を頂ければ、県に最終報告をいたします。どうか御承認方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局より説明が終わりました。この件につきまして質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の決定について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第9 議案第5号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第5号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、資料は46ページ右側から47ページになります。こちらも先ほどの議案第4号と同じく、4月の総会で御承認いただきました議案をホームページ上で公表いたしまして、農業関係者からの御意見を伺いましたが、議案第4号と同様に、御意見等の受付はありませんでした。ほかに修正箇所もありませんので問題がなければ、承認後は県への最終報告といたします。御承認方よろしくお願いたします。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局より説明が終わりました。この件につきまして質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第5号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 4番 村田 新一

あさぎり町農業委員会 署名委員 5番 吉田 利明